

欧州連合（EU）、中国における強制的な技術移転に対する
WTO上の紛争解決手続に係る提起範囲を拡大

2018年12月20日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合（EU）は、12月20日、欧州企業が中国においてビジネスを行うための前提条件として、欧州企業が機密技術やノウハウを強制的に（中国企業に）提供させられている点に対し、WTO上の紛争解決手続に係る提起範囲を拡大する旨公表した。

欧州連合（EU）は、今年6月、中国に進出する欧州企業が、中国企業に対して欧州企業の有する技術の移転や利用の許諾を強制され、技術移転の際の契約条件を市場原理に基づいて自由に交渉する能力を奪われており、WTO、特に TRIPS 協定上のルールにより企業に認められている基本的な権利に相反し、中国の法制が欧州企業の知的財産権を害しているとして、WTO上の紛争解決手続を開始していたところであった。

今回のEU側による対応では、中国で業務を行う外国企業に対して課されているとされる履行要求（performance requirements）や、投資及び技術移転の際に外国企業に課されているとされる経済的・契約自由に対する制約を問題視しており、具体的には、電気自動車（新エネルギー自動車）分野やバイオ技術、中国の産業政策「中国製造2025」で指定される戦略分野における投資許可、及び、分野横断的な共同ベンチャーの許可に関する中国の法令について紛争解決に係るアクションを提起している。なお、この履行要求（performance requirements）について、EUのプレスリリースによれば、中国当局から必要な行政許可と引き換えに、欧州企業に対し、共同ベンチャーにおける中国パートナー側（中国企業側）に対して技術移転を強制又は誘導するものとされている。

EUのプレスリリースによれば、中国は、WTOに加盟した時点で、投資許可の引き換えとして履行要求（performance requirements）を課すことはせず、特に投資や技術移転との関係で、中国における企業間の契約の自由が認められることとなったはずであり、中国による現在の政策は、中国の法的責務に反するものであるとしている。これに関連し、マルムストローム欧州委員（貿易担当）は、「我々は、欧州企業が中国で投資する代償として価値ある技術を手放さざるを得ない状況であることを、看過することはできない。これは、中国がWTOに加盟した際にコミットしたルールに明らかに反している。我々は、これが中国でビジネスを行う欧州企業に影響を及ぼす主要な問題であると確信し、本日、この違法実務に対し、より広範かつ組織的な法的アクションを提起する。これは、国際的・多国間の枠組みで解決され得る問題であり、そうされるべきである。」旨述べている。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[EU steps up WTO action against China's forced technology transfers](#)

－ 本件に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合（EU）、中国に対して WTO 上の紛争解決手続を開始（PDF）（2018 年 6 月 4 日）](#)

（以上）